

ID: 74

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市国民健康保険条例 第29条から第31条まで		
例 規 番 号	平成17年条例第94号		
【根拠条文】 第29条 市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは第9項の届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 第30条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに国民健康保険法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第31条 市は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文及び第32条の規定による。 第32条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日